## 笠岡市住宅リフォーム助成金交付要領

### 1 目 的

笠岡市では、地域経済の活性化及び良質な住宅ストックの形成を促進し、市民の住環境の向上及び安全・安心なまちづくりの実現を図るため、市内建築事業者を利用して耐震性が確保されている住宅のリフォームを行う場合に、その経費の一部を予算の範囲内で助成します。

## 2 助成対象者

助成対象者は、次のいずれの要件にも該当する者です。

- (1) **本市に住民登録を有する者**又は助成対象工事の完了までに本市に住民登録を有することができる者
  - ※申請後助成対象住宅に転居した場合、実績報告書提出時に住民票を添付すること。
- (2) 助成対象者及び助成対象住宅に居住する世帯の者全員に市税及び税外収入金の滞納がない者
- (3) 暴力団員及び暴力団員等でない者

## 3 助成対象住宅

助成対象住宅は、建築確認済証の交付を受け、助成対象者が所有し、又は所有者がリフォームすることに承諾している住宅で、自己の居住の用に供し、又は供する予定の市内に存するものです。

- ※ ただし、昭和45年以前に建築されたもの及び島しょ部に建築されているものは、建築 確認済証交付の有無は問いません。
- ※ 昭和56年5月31日以前に建築工事に着手されたものについては、笠岡市建築物耐震 診断等事業費補助金交付要綱(平成18年3月23日告示第51号)第2条第1号に規定される 耐震診断等(既存住宅性能表示制度に係る性能評価を除いて、その結果について岡山県知 事が指定する耐震診断評価機関の評価を受けたものに限る。)又は、笠岡市木造住宅耐震 改修事業費補助金交付要綱(平成21年2月5日告示第29号)第2条第2号に規定される耐震 診断により耐震性があることが確認されたもの、若しくは、耐震改修工事により耐震性が 確保されている又は確保される予定であるもの。
- ※ 集合住宅については助成対象者の専有部分のみが、併用住宅については助成対象者の 居住部分のみが助成対象です。
- ※ 公営住宅(県営住宅・市営住宅)は、補助対象外です。
- ※ 申請前から助成対象住宅に居住している場合で助成対象住宅所在地の地番と助成対象 者住所の地番が異なる場合は、住所の変更が必要になりますが、現地確認や郵便物等で居 住していることが確認できた場合は住所の変更は不要です。

### 4 助成対象工事

助成対象住宅のリフォーム(**改修,修繕・模様替え,設備改善等の工事**で建築基準法その他の法令に違反しないもの)で,次のいずれの要件にも該当する工事が対象です。

(1) 助成対象工事の施工業者が、市内に主たる事業所を有する法人(注1)又は市内に住所を有する個人事業主であること。

# (注1) 市内に本社,本店を有する業者

- (2) 助成対象工事に要する経費(消費税及び地方消費税を含む。)が、<u>20万円以上</u>であること。
- (3) 助成金の交付決定後に助成対象工事に着手すること。
- (4) 助成金の交付決定を受けた年度内に工事を完了し、**当該年度の末日までに**実績報告書の 提出ができること。
- (5) 市の他の制度による補助又は国、県等の補助を受けていない工事であること。
  - ※ 自然災害,火災等特別な理由があり市長が適当と認めたときは,交付決定前に工事に 着手した場合でも助成対象となります。

#### 5 助成金額

助成金額は、助成対象工事を行うために必要な経費に**100分の10を乗じて得た額**(千円 未満は切り捨てた額)以内とし、**20万円が限度**です。

- ※ 助成対象住宅が<u>居住誘導区域内の場合は、助成金額に5万円を加算</u>します。ただし、加算後の助成金額が、助成対象経費に100分の20を乗じて得た額を超える場合は、<u>助成対象経費に100分の20を乗じて得た額(千円未満は切り捨てた額)が限度です。</u>
- 6 助成交付

助成金交付は、同一の申請者及び助成対象住宅について1回限りです。

- 7 助成金の交付申請
  - (1) 助成金の交付申請の受付

受付は笠岡市役所建設部都市計画課で行います。

(2) 助成金交付申請書の添付書類

助成金交付申請書には、次の必要書類を添付してください。書類に不備がある場合は、 受付できません。

## (必要書類)

- ① 助成対象工事の施工内容及び積算内容の分かる見積書の写し
- ② 助成対象住宅の位置図(1/2,500程度)
- ③ 助成対象工事を予定している簡所の写真及び図面
- ④ 市税及び税外収入金の納付状況並びに建築確認の履歴及び助成対象住宅の納税義務 者等確認の調査を認める同意書
  - ※ 市外の方は、居住地で世帯全員の市税等の完納証明書を添付すること。
- ⑤ 申請者及び助成対象住宅に居住する世帯の者全員の住民票(発行から3箇月以内のもの)
- ⑥ 助成対象住宅の工事着手時期が推測できる書類(建築確認済証・検査済証の写し等)
- ⑦ **返信用長3封筒2通**(切手84円を貼付した申請者の住所・氏名を記載したもの) (該当者のみ必要な書類)
- ① 昭和56年5月31日以前に建築工事に着手された住宅の場合,耐震性が確保されていることを証する書類
- ② 申請者が助成対象住宅の所有者と異なる場合, 所有者の同意書
- ③ 建築基準法第6条又は第6条の2の規定による(同法の規定により建築物の建築等に 関する申請及び確認が必要なリフォーム工事に限る。) **確認済証の写し**
- ④ その他市長が必要と認める書類(本市へ住民登録を有することを確約した届等)
- ※ 必要があれば、現地調査を行います。
- 8 工事は、助成金交付決定通知書を受理した後、助成対象工事を実施する箇所の<u>施工前の</u> 写真(注2)を撮影後に着手してください。

(注2) 写真は、黒板等に助成金交付番号及び撮影年月日を入れて撮影してください。

- 9 工事終了後の手続き
  - (1) 助成金事業実績報告書を必要書類とともに都市計画課へ提出してください。
    - ①提出期限 工事終了後,年度の末日までに。
    - ②必要書類
      - ・助成対象工事の施工内容及び積算内容の分かる請求明細書の写し等
      - ・領収書の写し等
      - ・助成対象工事を実施した箇所の工事着手前・完了後の**写真(注3)**
      - (注3) 写真は、黒板等に助成金交付番号及び撮影年月日を入れて撮影してください。
  - (2) 助成金交付請求書の提出

助成金確定通知書が到着後、助成金交付請求書を都市計画課へ提出してください。

## 10 助成金の取消し等

申請者が次のいずれかに該当するときは、助成金の全部又は一部を取り消し、助成金の返還を求める場合があります。

- (1) 助成金の申請に関し、偽りその他不正な行為があったとき。
- (2) 笠岡市住宅リフォーム助成金要綱に定める助成金の対象要件を欠くに至ったとき。
- (3) その他市長が必要と認めたとき。

# 11 その他

・助成金交付決定後の交付額の増額変更はできませんので、交付申請書を提出される前に、 十分工事内容を御検討ください。

# 12 窓口・問合せ先

都市計画課(笠岡市役所 2階) TEL(0865)69-2138 • FAX(0865)69-2183